

平成27年伯耆町  
第1回定例会

条例等議案説明資料概要



平成27年3月

伯耆町 総務課

# 議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案番号 1	伯耆町町民の森条例の制定について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	伯耆町上野に完成する「伯耆町町民の森」の設置について、条例を制定するもの。
2. 概要	町民等が自然に親しみ学ぶ場として、町民の森を設置する。 設置位置：伯耆町上野752番地1
3. 施行期日	平成27年4月1日

議案番号 2	伯耆町特別会計条例等の一部を改正する等の条例の制定について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	小野地区専用水道事業を平成26年度をもって廃止することに伴い、伯耆町特別会計条例から小野地区専用水道事業特別会計を削除するほか、関係条例を整理するもの。
2. 概要	(一部改正する条例) ・伯耆町特別会計条例 ・伯耆町水道事業の設置等に関する条例 ・伯耆町水道事業給水条例  (廃止する条例) ・伯耆町小野地区専用水道事業基金条例
3. 施行期日	平成27年4月1日
4. その他	事業廃止後の水源施設については、すべてグリーンパーク大山(株)の責任施設とするが、水源地の土地所有権・水利権については現行どおり町が保有する(一般会計に帰属する)。また、水の使用についてはグリーンパーク大山(株)の経営に必要な水量について無償で使用させることとするが、周辺地域への影響に配慮し、町へ定期的に使用水量の報告をさせる。

議案等説明資料

提出課：福祉課

<p>議案番号 3</p>	<p>伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について</p>
<p>(提案理由及び概要)</p>	
<p>1. 理由</p> <p>2. 概要</p> <p>3. 施行期日</p>	<p>現行の保育所利用者負担(保育料)の徴収根拠規定は、児童福祉法第56条第3項にあり、本町はそれを根拠に規則で定めているところであるが、今般の子ども・子育て支援法(以下「法」)施行に伴う改正後の児童福祉法では、保育料の徴収根拠が削除されたため(子ども・子育て支援法によらない措置入所の場合のみ残された。)、市町村は、条例により徴収根拠を規定する必要がある。</p> <p>本条例は、法が規定する限度内で、市町村が保護者の世帯の所得状況等を勘案して定めることとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の根拠を定めるものである。</p> <p>併せて、附則において、現行の伯耆町保育所条例で定められている保育料徴収規定は、この条例で定める利用者負担額とする旨を改正するとともに、その他所要の改正を行うものである。</p> <p>(1)第1条に条例制定の趣旨について定める。</p> <p>(2)市町村が定めることとされている利用者負担額についての法の根拠規定を規定し、その額は保護者の世帯の所得状況等を勘案して規則で定めることを規定する。</p> <p>(3)その他、減免規定、施行について必要な事項は規則で定める旨を規定する。</p> <p>(4)この条例制定及び子ども・子育て支援法の施行並びに児童福祉法の改正に伴い、関連する伯耆町保育所条例の一部について、附則で必要な事項を改正する。</p> <p>①第1条の保育所条例の趣旨について、根拠規定等についての整理をする。</p> <p>②保育の実施基準については、法施行規則で保育の必用性の認定の基準が定められ、これに基づき伯耆町保育の必用性の認定に関する規則(平成26年伯耆町規則第8号)で基準を規定したので、この保育所条例からは削る。</p> <p>③支給認定子どもの保護者は、保育所の使用料として保育料を負担し、その額は本条例による旨を規定。また、併せて従前の要保育児童以外の児童の入所規定については、それを支給認定子ども以外の子どもの入所の取扱として改正する。</p> <p>④保育料の減免の規定は、本条例に規定したため保育所条例からは削る。</p> <p>平成27年4月1日</p>
<p>※備考</p>	<p>改正前の児童福祉法56条3項は、同法51条4号に規定する保育所(市町村の設置する保育所⇒公立保育所入所者全体)における保育を行うことに要した費用を支弁した市町村長は本人又は扶養義務者から家計に与える影響を考慮し、児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる、と規定していた。</p> <p>改正後の56条3項が言っている51条4号は対象の子どもが改正され、24条5項又は6項の措置に要する部分のみ残された(子ども・子育て支援法によらない措置入所に関する根拠規定のみ。)このことにより、子ども・子育て支援法に基づく入所(保育の必用性に認定による入所者)の場合には、保育料の徴収根拠が存在しなくなる。そのため、保育料を公債権として整理するために条例にて根拠を定めておく必要があるものである。</p>

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 4	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例について整理を行うもの
2. 概要	(1) 伯耆町職員定数条例の一部改正 (2) 伯耆町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正 (3) 伯耆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
3. 施行期日	平成27年4月1日(一部の規定を除く)

議案番号 5	伯耆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び伯耆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について															
<b>(提案理由及び概要)</b>																
1. 理由	平成26年8月の人事院勧告に準じて、本町の給与について所要の改正を行うもの。併せて、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、関係条項を改正するもの。															
2. 概要	<p>《人事院勧告の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月例給 給料表の改正(平均2%の引き下げ)</li> <li>○勤勉手当支給率の変更</li> <li>○現給補償の実施</li> </ul> <p>《伯耆町における対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月例給 給料表の改正(平均2%の引き下げ)</li> <li>○勤勉手当支給率の変更 6月分 0.675→0.75 12月分 0.825→0.75(年間支給率の変更はなし)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度 期末</td> <td>1.225月</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.675月</td> <td>0.825月</td> </tr> <tr> <td>27年度 期末</td> <td>1.225月</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.75月</td> <td>0.75月</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現給補償の実施</li> </ul> <p>《再任用職員任用等に伴う給料表別職務分類表の改正》 3級及び4級職に再任用職員の職名として、行政専門員等を加える。</p>		6月期	12月期	26年度 期末	1.225月	1.375月	勤勉	0.675月	0.825月	27年度 期末	1.225月	1.375月	勤勉	0.75月	0.75月
	6月期	12月期														
26年度 期末	1.225月	1.375月														
勤勉	0.675月	0.825月														
27年度 期末	1.225月	1.375月														
勤勉	0.75月	0.75月														
3. 施行期日	平成27年4月1日(一部の規定を除く)															

## 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 6	伯耆町特別職の職員の給与の特例に関する条例の廃止について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	特別職の給料減額を廃止することに伴い、条例を廃止するもの
2. 施行期日	平成27年4月1日

議案番号 7	伯耆町教育長の給与の特例に関する条例の廃止について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	教育長の給料減額を廃止することに伴い、条例を廃止するもの
2. 施行期日	平成27年4月1日

提出課：福祉課

議案番号 8	伯耆町岸本保健福祉センター条例の全部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	これまで指定管理者による施設管理のみを想定した現行条例を、町、指定管理者のいずれの管理にも対応できるように改正する。
2. 概要	町が管理することを基本とし、施設の管理を行うために必要な事項を定め、指定管理者による管理を行う場合に必要な事項を定めるよう改正する。 指定管理者による管理とする場合の使用許可等の権限については、読み替え規定を設け指定管理者が行うことができることとし、使用料は、利用料として指定管理者が収受することを規定する。 また、開館時間及び休館日、使用料については、条例に定める基準を基本とし、変更しようとする場合には、町長の承認を得て定めることを規定する。
3. 施行期日	平成27年4月1日

提出課：総務課

議案番号 9	伯耆町行政手続条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	行政手続法が改正されたことに伴い、同法の規定の趣旨にのっとり、所要の改正を行うもの
2. 概要	(1) 町が行政指導をする場合に、その相手方に対して、示すべき事項を追加。 (2) 法令の要件に適合しない行政指導を受けた場合に、その行政指導の相手方が中止等を求めることができる規定を追加。 (3) 法令に違反する事実がある場合に、是正のための処分等を求めることができる規定を追加。 (4) その他所要の改正を行う。
3. 施行期日	平成27年4月1日

## 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 10	伯耆町情報公開条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	独立行政法人通則法が改正されたことに伴い、引用する関係条項及び用語について、所要の改正を行う。
2. 概要	公開義務を定めた規定中引用する条項及び用語を改める。
3. 施行期日	平成27年4月1日

議案番号 11	伯耆町災害対策本部条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際に町の災害対策本部を設置することが義務化されたことに伴い、所要の改正を行う。
2. 概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の根拠条文を追加する。
3. 施行期日	公布の日

議案番号 12	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、関係条項を改正するもの。
2. 施行期日	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行の日

議案番号 13	伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	伯耆町議会議員の報酬等について改正するもの。
2. 概要	西部町村報酬審議会の答申に基づき、議長を308,000円から316,000円、副議長を229,000円から235,000円、常任委員長を220,000円から226,000円、議会運営委員長を220,000円から226,000円、議員を215,000円から221,000円へ改正するもの。また、期末手当について、6月分を1.4月から1.475月、12月分を1.5月から1.575月へ改正するもの。
2. 施行期日	平成27年4月1日

## 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 14	伯耆町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	特別職の給料月額等について改正するもの。
2. 概要	西部町村報酬審議会の答申に基づき、町長を790,000円から810,000円、副町長を600,000円から648,000円へ改正するもの。また、特別職の期末手当について、6月分を1.4月から1.475月、12月分を1.5月から1.575月へ改正するもの。併せて、地方教育行政法の改正に伴い、特別職に教育長を加えるもの。
3. 施行期日	平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成28年2月18日又は平成27年3月31日に在職する教育長が欠けた日の翌日のいずれか早い日から施行する。

議案番号 15	伯耆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	教育長の給料月額等について改正するもの。
2. 概要	給料月額を563,000円から607,500円へ改正するもの。また期末手当について、6月分を1.4月から1.475月、12月分を1.5月から1.575月へ改正するもの。
3. 施行期日	平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年2月18日又は平成27年3月31日に在職する教育長が欠けた日の翌日のいずれか早い日から施行する。

議案番号 16	伯耆町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、関係条項を改正するもの。
2. 施行期日	公布の日

提出課：健康対策課

議案番号 17	伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	健康保険法施行令の改正に伴い、号の細分に移動が生じたため、引用する号の細分を改めるもの。
2. 概要	助成額算出の際に医療費から控除する一部負担金の額などを定めた規定の中において引用する号の細分に移動が生じたため、引用する号の細分を改める。
3. 施行期日	公布の日

# 議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案番号 18	伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について		
<b>(提案理由及び概要)</b>			
1. 理由	下水道の普及に伴うし尿汲取量の減少、燃料費等諸物価の高騰等による経費増により事業者の健全な経営を圧迫する状況となっているため、適正な料金への改正を行うもの。		
2. 概要	し尿の収集及び運搬手数料を、現行の 206円/18ℓ から 219円/18ℓ に改める。		
3. 施行期日	平成27年6月1日		
<b>【手数料及び汲取量の推移】</b>			
(1) 手数料の推移 (合併以降)			
年月日	手数料 (/18ℓ)	備 考	
H17. 1. 1.	180 円	合併時	
H20. 7. 1	200 円	収集量の減少及び燃料費等の高騰による	
H26. 4. 1	206 円	消費税増税 (5%⇒8%)	
<b>H27. 6. 1</b>	<b>219 円</b>	<b>改正案</b>	
(2) 汲取量の推移 (過去5年)			
年度	件数	汲取量 (kℓ)	備考
H17	4,069	2,022	
～			
H21	2,483	1,114	
H22	2,313	1,034	前年度比 (件数△170 汲取量△80)
H23	2,170	971	前年度比 (件数△143 汲取量△63)
H24	2,116	913	前年度比 (件数△54 汲取量△58)
H25	2,004	901	前年度比 (件数△112 汲取量△12)
H21 ⇒ H25 の汲取量推移 △213kℓ (△19%)			
※参考 米子市は、平成26年12月議会で 219円/18ℓ に改正済み(平成27年4月1日施行)			



# 議案等説明資料

提出課：産業課

議案番号 19	伯耆町分担金徴収条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	鳥獣による農林被害の防止を図る事を目的に、平成27年度から新規に実施するワイヤーメッシュ柵の一括購入事業の集落負担金部分を徴収するために追加する。
2. 概要	町が集落等の要望を取りまとめ、一括購入することにより安価で購入するもので、集落等の負担金については、従来からの進入防止柵設置事業の地元負担分と同額の事業費の1/3の額とする。
3. 施行期日	平成27年4月1日

議案番号 20	伯耆町手数料徴収条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、本条例の関係条項の一部を改正する。
2. 概要	別表中の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
3. 施行期日	平成27年5月29日

提出課：福祉課

議案番号 21	伯耆町放課後児童クラブ条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	児童福祉法改正により放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)設置根拠条項が変更されたための改正
2. 概要	放課後児童クラブ設置根拠条項 児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
3. 施行期日	平成27年4月1日

# 議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案番号 22	伯耆町図書館条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	図書館協議会の委員は、社会教育委員をもって充てるとしていたが、図書館協議会の委員の専門性をより高めるために兼務を解消し、社会教育委員とは別に図書館協議会の委員を設置し、図書館法第16条の規定に基づき、委員の任命基準、定数、任期を定めるため所要の改正を行う。
2. 概要	(1) 委員の任命基準(図書館法施行規則第12条に基づき設定) ①学校教育及び社会教育の関係者 ②家庭教育の向上に資する活動を行う者 ③学識経験のある者 (2) 定数 6人以内 (3) 任期 2年
3. 施行期日	平成27年4月1日